

| | | |
|--|--|--|
| | | |
| | | |

(関係部門へご回覧ください)

「相続法改正」と「金融実務対応」

- ★ 相続法の改正が現実味を帯びてきた。平成 30 年 3 月 13 日、第 196 回国会に「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」(以下「改正法案」という。)が上呈されたからである。今国会で成立する目途は立たないものの、改正法案の附則には、原則として公布後 1 年以内(配偶者の居住の権利については 2 年以内、自筆証書遺言の要件緩和については半年以内)に施行されることとなっている。
- ★ 施行までの時間は短く、預貯金の仮払制度の採用などの諸事情を勘案すれば、改正法の成立前に準備すべきことが多い。加えて、相続案件は必ず営業店窓口で相談や申出がなされることから、全店舗および全職員に改正法対応を徹底しなければならない。なお、改正法案と同時期に自筆証書遺言を法務局が保管することを可能とする「法務局における遺言書の保管等に関する法律」(以下「遺言書保管法」という。)も上程されている。

本セミナーでは、金融実務に影響がある改正事項を中心に概要を説明するとともに、金融機関として必要な対応を考える。

開催日：2018年7月24日(火) 1.0日間
会場：ニッキンホール(東京・市ヶ谷)
講師：小沢・秋山法律事務所 弁護士 香月 裕爾 氏

主催：C M C

Computer Based Management College

<http://www.nikkin.co.jp/cmc/>

※上記サイトからWebでの申し込みが出来ます

後援：一般社団法人全国地方銀行協会
一般社団法人第二地方銀行協会
一般社団法人全国信用金庫協会
一般社団法人全国信用組合中央協会

【カリキュラム】 10:30～16:30（受付開始:10:00）

1. 直近における法制審議会の動向

2. 改正法案のあらまし

(1) 配偶者の居住の権利

- ① 配偶者居住権
- ② 配偶者短期居住権
- ③ 金融実務に与える影響

(2) 遺産分割等に関する見直し

- ① 婚姻期間が 20 年以上の夫婦間における居住用不動産の遺贈または贈与
- ② 遺産の分割前における預貯金債権の行使
- ③ 遺産の一部分割
- ④ 遺産の分割前に財産処分をした場合の遺産の範囲
- ⑤ 金融実務に与える影響

(3) 遺言制度に関する見直し

- ① 自筆証書遺言の方式緩和
- ② 遺贈義務者の引渡義務等
- ③ 遺言執行者の権限の明確化等
- ④ 遺言書保管法の概要
- ⑤ 金融実務に与える影響

(4) 遺留分制度の見直し

- ① 遺留分の帰属およびその割合
- ② 遺留分を算定するための財産の価額
- ③ 遺留分を算定するための財産の価額に算入する贈与の範囲
- ④ 負担贈与がされた場合における遺留分を算定するための財産の価額に算入する贈与の価額等
- ⑤ 遺留分侵害の請求
- ⑥ 受遺者または受贈者の負担額
- ⑦ 遺留分侵害請求権の期間の制限

⑧ その他

⑨ 金融実務に与える影響

(5) 相続の効力等に関する見直し

- ① 共同相続における権利の承継の対抗要件
- ② 相続分の指定がある場合の債権者の権利の行使
- ③ 遺言執行者がある場合における相続人の行為の効果等
- ④ 金融実務に与える影響

(6) 特別の寄与

(7) 家事事件手続法の一部改正

3. 金融機関の実務的な対応

- (1) 遺産分割における預貯金債権の行使
- (2) 遺産分割前に遺産に属する財産が処分された場合の遺産の範囲
- (3) 自筆証書遺言の方式の緩和
- (4) 自筆証書遺言の保管制度
- (5) 遺言執行者の権限の明確化
- (6) 共同相続における権利の承継の対抗要件
- (7) 相続分の指定がある場合の債権者の権利の行使

上記(1)から(7)までの条文・論点・対応を逐条解説

以上

(※) 12時30分から13時30分まで昼食休憩です。

036

第127回 金融機関 経営セミナー

「相続法改正」と「金融実務対応」

ホームページ用受講申込書 [2018年7月24日(火)開講]

貴社名

所在地 〒

連絡責任者

部署・役職

TEL

FAX

| | 参加者氏名 | 所属(部・課・グループ) | 役職 |
|--|-------|--------------|----|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

お申し込みいただきました方には、受講証・請求書・会場地図をFAX致します。

受講料 A: 41,040円(本体価格 38,000円)

(CMC金融機関機械化研究会会員機関および金融ニュービジネス&テクノロジー研究会会員機関)

B: 44,280円(本体価格 41,000円) (後援団体会員機関)

C: 47,520円(本体価格 44,000円) (上記A,B以外の皆さま)

【問合先】 CMC: TEL 03-3261-4550 FAX 03-3261-4570 まで。

注:(振込先銀行) みずほ銀行 市ヶ谷支店 普通預金 1797042

三菱東京UFJ銀行 市ヶ谷支店 普通預金 1279478

りそな銀行 市ヶ谷支店 普通預金 1627070

(名義) 株式会社 CMC 振込予定日(できるだけご記入ください) 月 日

- 受講についてのお願い -

- ・受講料は、できるだけセミナー開催日までにお振り込み下さい。
- ・銀行振込の場合は領収書を発行いたしません。
- ・銀行振込に際しては、可能であれば貴社名の前に請求番号の下3桁(枝番数)を付してください。振込手数料は、貴機関でご負担をお願い申し上げます。
- ・開催日前、1週間以内のキャンセルはできません。
- ・講演時の録音・撮影および携帯電話・パソコンの利用はご遠慮ください。
- ・諸般の事情により開催を中止させていただく場合があります。